資料1-2 審議参加の状況

動物用医薬品等部会

				資料関与		申告状況(延べ人数)			±1;±1;\n;%1				1
				委員	申請企	業関係	競合企	業関係		対応状況※1		古拉美法	議決権を	詳 ホルチ
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	競次権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和4年3月9日	19	議題1	19	0	0	0	1	0	1	0	0	18	0	18
	19	議題2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	18 19
	19	議題3	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19
	19	議題4	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19
	19	議題5	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19
	19	議題6	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19
令和4年6月8日	19	議題1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
	19	議題2	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16 16
	19	議題3	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
	19	議題4	16	0	0	0	0	1	0	0	1	15	0	15 16
	19	議題5	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
	19	議題6	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
令和4年9月13日	19	議題1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題3	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題4	14	0	0	0	0	1	0	0	1	13	0	13
令和4年12月15日	19	議題1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題3	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題4	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題5	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題6	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題7	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題8	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14

^{※1} 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

^{※2} 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。

^{※3} 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1		± 45 = ± 74	議決権を	===
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	一般大権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和4年2月9日	13	議題1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8
令和4年4月13日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題3	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和4年8月5日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題3	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和4年11月7日	13	議題1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	7
	13	議題2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

資料1-2 審議参加の状況

動物用抗菌性物質製剤調査会

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係	延べ人数) 競合企	業関係		対応状況※1		±+4=±×4	議決権を	= ≠ ∴
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数		議決に参加した委員 数
令和4年1月20日	13	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和4年7月20日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	1	0	0	10	0	10
令和4年10月20日		議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係	延べ人数) 競合企	業関係		対応状況※1		本校送池	======================================	= * \ \ \ \ \ \ \
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員数
令和4年2月7日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和4年4月19日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和4年7月22日		議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和4年10月18日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11

^{※1} 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

^{※2} 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。

^{※3} 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1			=* \L 16 &	
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和4年2月22日	12	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	12	議題2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	12	議題3	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	12	議題4	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	12	議題5	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	12	議題6	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	12	議題7	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
令和4年5月13日	12	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	12	議題2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
令和4年11月29日	12	議題1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係	延べ人数) 競合企	業関係		対応状況※1		- 	送油をか	=* \ \ \ \ \ \ \
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員数
令和4年1月31日	13	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	13	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	13	議題3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和4年5月16日	13	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
令和4年10月24日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

	1			資料関与 委員	申告状況(延べ人数) 申請企業関係 競合企業関			業関係		対応状況※1		±+±=±×±	議決権を	= + : - + +
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決に参加した を員数	競人権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和4年1月21日	13	1	13	0	0	0	0	2	0	0	0	13	0	13
	13	2	13	0	0	2	0	0	0	0	2	11	0	11
	13	3	13	0	0	0	0	0	0	0	2	11	0	11
令和4年10月7日	13	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12

^{※1} 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

^{※2} 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。

^{※3} 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

資料1-2 審議参加の状況

動物用再生医療等製品・バイオテクノロジー応用医薬品調査会

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係	延べ人数) 競合企	業関係		対応状況※1		古拉镁油	議決権を	= ≠ ∴
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	一般 大権を 行使した委 員数 ※3	議決に参加した委員 数
令和4年1月13日	8	議題1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
	8	議題2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
令和4年11月9日	8	議題1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
		議題2	7	1	0	0	0	0	1	0	0	6	0	6
	8	議題3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。